

# こんぱす

CS Accounting Communications magazine

2025  
Summer  
夏号



## Feature

- 02 Close up  
会計・税務インフォメーション
- 03 人事・労務インフォメーション

## Special

- 04 Gourmet report  
CSAメンバーによるおすすめグルメ店の紹介!
- 05 Editor's choice  
編集部選 ビジネスに役立つ書籍を紹介!

## Information

- 06 CSアカウンティング ニュース
- 08 CSアカウンティング ひろば



CSアカウンティング公認キャラクター  
「しのびちゃん」

## グローバル・ミニマム課税への対応

法人税の国際的な引下げ競争に歯止めをかけ、税制面における企業間の公平な競争条件を確保するため、2021年10月にOECD/G20の「BEPS包括的枠組み」において、グローバル・ミニマム課税について国際合意が行われました。グローバル・ミニマム課税は、各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組みで、日本においては、国際的な合意に沿って、主に以下の3つの制度の導入が決まっています。今回は、その3つの制度をご紹介します。

### ○ 制度の概要

#### ① 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税

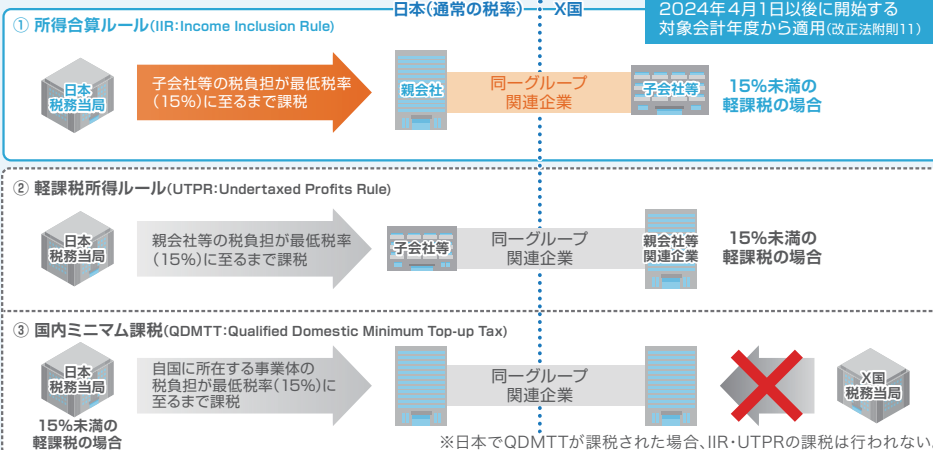
2024年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用されている国際最低課税額に対する法人税は、グローバル・ミニマム課税のルールのうち、所得合算ルール(Income Inclusion Rule: IIR)に対応するために創設されました。実質ベースの所得除外額を除く所得について、子会社等の所在する軽課税国での税負担が**基準税率15%に至るまで**、日本に所在する**親会社等に対して上乗せ**(トップアップ)課税を行う制度です。

#### ② 各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

2026年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用される国際最低課税残余額に対する法人税は、軽課税所得ルール(Undertaxed Profits Rule: UTPR)に対応するために創設されました。トップアップ税額のうち所得合算ルール(IIR)の対象とされていない部分(残余のトップアップ税額)について、子会社等の所在地国においてその**子会社等に対して課税**を行う制度です。

#### ③ 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税

同じく**2026年4月1日以後**に開始する対象会計年度から適用される国内最低課税額に対する法人税は、国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax: QDMTT)に対応するために創設されました。国内ミニマム課税は、自国での税負担が基準税率15%に至るまで課税を行う制度であり、所得合算ルールや軽課税所得ルールによる課税よりも優先されることから、所得合算ルールや軽課税所得ルールによる他国からの課税を防止する機能を持つものといえます。



#### ● 対象法人

対象法人は、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の**総収入金額が7億5,000万ユーロ以上**である一定の法人となります。

### ○ 実務上の対応

#### 情報申告制度への対応

上記①の制度の創設により、2024年4月1日以降に開始する対象会計年度において情報申告制度(特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度)が開始しています。申告については、各対象会計年度終了の日の翌日から**1年3月以内**に税務署長に対し一定の事項を記載した申告書の提出が必要となっています。実務上、代表して提供する法人が取り纏めて情報提供をすることが多いですが、企業内で情報の取り纏めのためのレポーティングパッケージの連携が必要となります。

#### 外国子会社合算税制等の見直し

対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制について、外国関係会社の各事業年度に係る課税対象金額等を益金に算入する時期が、**その事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日**(改正前: 2月)に変更されました。事務負担が軽減される一方、益金算入事業年度が変更となる場合も出てきますので、計上モレには注意が必要です。こちらは内国法人の2025年4月1日以後に開始する事業年度に係る課税対象金額等(外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限ります。)について適用となります。

### ○ CSアカウンティングでの取り組み

2023年度及び2025年度の税制改正を踏まえて、CSアカウンティングでは、構成会社等が最終親会社に対して提供するレポーティングパッケージに含まれる国別報告事項の取り纏めや、それ以前にレポーティングパッケージの作成を容易にするためのBPO業務に力を入れています。BPO業務を含め会計・税務に関してお困りのことがございましたらお気軽にCSアカウンティングまでご相談ください。

人事  
労務

2025年10月1日施行

執筆者 人事支援第一部 藤木 めぐみ

## 改正育児・介護休業法について

2025年10月1日施行の育児・介護休業法の改正により、企業には育児と仕事の両立を支援するための新たな義務が課されます。ここでは主な改正点となる「柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化」「妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取」の2点についてご紹介します。

## ● 柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化

- ① 始業時刻等の変更 …………… 次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しない）
  - フレックスタイム制
  - 始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- ② テレワーク等 …………… 一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等 …… 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配および費用負担など）
- ④ 養育両立支援休暇の付与 … 一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度 …………… 一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの（厚生労働省「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」より）

## POINT 1

事業主が「柔軟な働き方を実現するための措置」を選択する場合に、**過半数労働組合等から意見を聴取することとなっています。**施行日に当該措置が講じられるよう、施行日より前に過半数労働組合がある場合は過半数労働組合、過半数労働組合がない場合は過半数代表の意見を聴く必要があります。

## POINT 2

「柔軟な働き方を実現するための措置」の選択に当たっては、**職場の実情を適切に反映するため、事業所の業務の性質や内容等に応じて措置の組合せを変えても差し支えありません。**

## POINT 3

養育両立支援休暇と、育児目的休暇および子の看護等休暇の関係性については以下のとおりとなります。

| 養育両立支援休暇、育児目的休暇、子の看護等休暇の関係性                                                                                                      | 妊娠判明 | 出産(予定)日 | 3歳 | 小学校就学 | 小学校3年生修了 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------|----|-------|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子の病気・けが</li> <li>● 子の予防接種・健康診断</li> <li>● 感染症に伴う学級閉鎖等</li> <li>● 入園(入学)式、卒園式</li> </ul> |      |         |    |       |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 育児に関する目的<br/>例 ● 配偶者出産休暇<br/>● 子の行事参加(運動会、参観日、保育園のお迎えを含む)</li> </ul>                    |      |         |    |       |          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 就業しつつ子を養育することを容易にする目的<br/>例 ● 子の小学校の下見等</li> </ul>                                      |      |         |    |       |          |

(厚生労働省「育児・介護休業法に関するQ&A」より作成)

## ● 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

|         |                                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意向聴取の時期 | ①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき<br>②労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間(1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで) |
| 聴取内容    | ①勤務時間帯(始業および終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間<br>④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)         |
| 意向聴取の方法 | ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか<br>注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ                             |

(厚生労働省「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」より)

## ○ CSアカウンティングでの取り組み

これらの改正により、企業は従業員の育児と就労の両立をより積極的に支援する体制を整えることが求められます。特に、制度の導入にあたっては、就業規則の改定や社内制度の整備、従業員への丁寧な説明が重要となります。CSアカウンティングでは、就業規則等の各規程の見直しや、労務コンサルティングを随時承っております。お気軽にお問合せください。

ご質問は 人事支援第一部 藤木 めぐみ(ふじき めぐみ) TEL:03-5908-3421 までお気軽にお問合せください。



## CSA メンバーおすすめグルメ!!

暑い夏こそサウナ! 熱中症予防、夏バテ予防などメリットばかりのサウナと辛い物が大好きな私がおススメするのは「サウナ後にキめる! サウナ飯」。イチオシサウナ施設と併せて5軒ご紹介します。

**推薦者**  
経理管理第一部  
藤田幹人



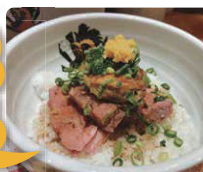
### No. 1 錦糸町 チュウカソバ マンチーケン 中華そば 満鶏軒

サウナシュラン2020で6位選出の、東京下町エリアを代表する銭湯黄金湯から徒歩15分ほどにある鴨ラーメンの名店。大量の鴨と水のみでじっくり炊きあげ旨味を抽出したスープと鴨チャーシューが絶品です。特製中華そば塩の透き通る黄金色のスープで、失った塩分をチャージしてみてください。

**住所** 東京都墨田区江東橋2-5-3  
**営業時間** 11:00~21:00  
**定休日** なし  
**アクセス** JR錦糸町駅から徒歩6分

だからおすすめ!

芳醇な香りの  
フォアグラ丼も  
一緒に



### No. 2 大井町 メンヤエン 麺屋 焰

3種の水風呂と2種の露天風呂が揃い、サウナシュラン2024で11位に選出された品川サウナから徒歩5分にある細麺淡麗ラーメンの人気店。炙りチャーシューとネギ油の香りが店内を満たしサウナ後の空腹を刺激します。野菜と鶏がしっかり効いた旨味の強い味玉塩ラーメンは必食です。



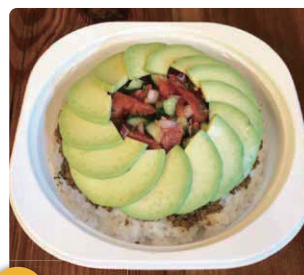
**住所** 東京都品川区大井1-53-5  
**営業時間** 11:30~14:30、17:30~スープ切れまで  
**定休日** 日曜  
**アクセス** JR大井町駅から徒歩3分

だからおすすめ!  
お肉がほぐされた  
チャーシュー丼も  
忘れずに!



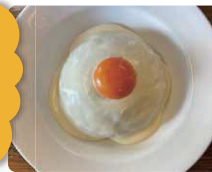
### No. 3 原宿 モクバザ MOKUBAZA

サウナシュラン2024で1位に輝いた、18通りの「ととのい」体験ができるTOTOPAから徒歩6分のおしゃれな店内で味わえるのはおしゃれな白いキーマカレー! 小麦粉や化学調味料不使用なのにコクと旨味がつまったカレーをモツアレチーズが美しくコーティングした一皿に出会えます。

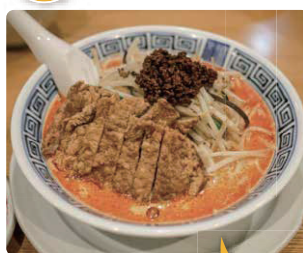


**住所** 東京都渋谷区神宮前2-28-12  
**営業時間** 18:00~22:00、11:30~15:00  
**定休日** 日曜、祝日の月・火曜  
**アクセス** JR原宿駅から徒歩9分

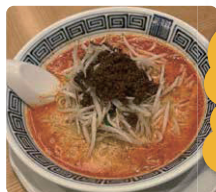
だからおすすめ!  
仕事終わりの  
サウナ後  
カレーとビールは  
まさに悪魔的!



### No. 4 赤坂 キスリン アカサカ 希須林 赤坂



サウナシュラン2024で2位受賞のサウナ東京から徒歩2分にある坦々麺の名店。カリッと揚げた排骨をトッピングした排骨坦々麺をお好みの辛さで召し上がれ! 遠赤外線ストーブを使用したカラカラ系高温サウナでかいた汗を、辛い一杯でさらに加速させれば完璧なデトックスができるかも。



だからおすすめ!  
スパイシーな排骨の衣が旨辛スープを纏うと「この世で一番おいしい揚げ物」に!

**住所** 東京都港区赤坂3-7-9  
**営業時間** 11:00~16:00、18:00~22:00  
**定休日** 日曜、祝日  
**アクセス** 東京メトロ赤坂見附駅から徒歩3分

### No. 5 池袋 キッチン エービーシー ニシイケブクロテン キッチンABC 西池袋店



種類豊富なサウナが揃いサウナシュラン2020・2021で2年連続選出された、かるまる池袋から徒歩4分にある老舗洋食屋さん。特製ダレで豚肉を炒めたオリエンタルライスと、数種のスパイスを漆黒になるまで煮込んだ黒カレーが名物です。まずは双方一度に楽しめるハーフ&ハーフを是非!



だからおすすめ!  
池袋西口・東口に店舗があり、どちらも通し営業のためいつでも入りやすい

**住所** 東京都豊島区西池袋3-26-6  
**営業時間** 11:00~22:00  
**定休日** 無休  
**アクセス** JR池袋駅から徒歩5分

※営業時間や定休日などは変更となっている可能性があります。事前に確認のうえお出かけください。



## 編集部 おすすめ書籍

暑すぎて外に出られない!

そんな日にはヒヤッと背筋も凍る一冊をお供にインドアで過ごしませんか。

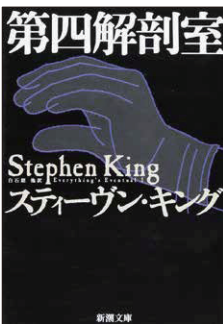


### 影踏亭の怪談

大島清昭 著  
東京創元社 / 2023年  
定価858円(税込)

**内容** ホラーとしてもミステリーとしてもWでヒヤッと

民俗学の知見を活かしたルポルタージュ形式の作品を発表している実話怪談作家の姉を持つ主人公。ある日姉の自宅を訪ねると、密室の中で両脇を髪で縫い合わされ昏睡する姉を発見する…という不可解な始まり方をする短編四編を収録。不気味さを残しつつも、ミステリーとして最後には真相がクリアになり、ホラー要素との絶妙なマッチングを楽しめる一冊です。



### 第四解剖室

スティーヴン・キング 著  
白石朗 ほか 訳  
新潮文庫 / 2004年  
定価935円(税込)

**内容** 切り刻まれる恐怖と向き合う

ゴルフ中に倒れた主人公が運ばれたのは解剖室。私はまだ死んでいない、倒れただけだ。それなのに解剖医達は楽しそうに解剖の準備をしている。目の前にある解剖用の大鉢は腹へと迫ってくる…この状況で、どのようにして自分の生存を証明するのか、そして最終的にどのような運命を辿るのか、読者をハラハラドキドキさせる展開が続きます。標題作のほか、ファンタジーのようなホラーまで収録された、巨匠スティーヴン・キングの幅広い才能を堪能できる傑作短篇集。



### 羊たちの沈黙

トマス・ハリス 著  
高見浩 訳  
新潮文庫 / 2012年  
定価781円(税込)

**内容** 映画でも有名なサイコミステリー

連続女性誘拐殺人犯がアメリカ全土を恐怖に陥れるなか、人手不足に悩まされていたFBIから白羽の矢を立てられたのは訓練生クラリス・スターリング。経験の乏しい彼女が助言を得るべく頼ったのは、患者を次々に殺害して精神異常犯罪者用病院に拘禁されている医学博士ハンニバル・レクターだった…という、連続猟奇殺人犯と謎に迫る心理戦とサスペンスが交錯する名作。長編小説とはいえ、最初から最後まで緊張の糸が途切れないので一気に読める一冊です。



### 私の家では 何も起こらない

恩田陸 著  
KADOKAWA / 2016年  
定価616円(税込)

**内容** 見えない何かが棲んでいる

小さな丘の上に建つ古い家。この館でひっそりと暮らす女主人のもとに、本物の幽霊屋敷を探しているという男が訪れる。かつて様々な事件の舞台となっていたいくつきの物件であるにもかかわらず、何の変哲もない普通の家だと言い張る女主人。殺し合った姉妹、子どもを攫って主人に食べさせた料理人など、館に残るかつての住人たちの痕跡を辿り始めた訪問者は次第に狂気にむしばまれるが…というもの。1ストーリーにつき20〜30ページなので気軽に読める短編集です。



### 残穢

小野不由美 著  
新潮社 / 2015年  
定価616円(税込)

**内容** 史上最恐クラスと名高い怪談小説

小説家である主人公は、とある読者から自宅マンションで起きている奇怪な現象について記された手紙を受け取る。興味を持ち調査を始めたものの、そのマンションでは事件や事故、自殺などが起きたことは一切なかった。ならばこの土地そのものに何かがあったのではないかと調べていくと怪異の連鎖は時を超えたものだとか判明し…というストーリー。ドキュメンタリータッチで描かれているため、作中の出来事が事実か虚構か判断がつかず読後も恐怖が消えないと評判です。



## CS Accounting News

CSアカウンティングの最新情報！

NECソリューションイノベータ株式会社様主催のオンラインイベントで

### 「【30分で理解!】経理システム導入成功の5ステップ -もう失敗しないシステム導入術」セミナーを行いました

NECグループの中核企業であり、システムインテグレーターとして幅広い業界のシステム構築・運用を支援するNECソリューションイノベータ株式会社様が主催した「経理システム刷新事例から学ぶ"落とし穴"回避法! ~陥りがちな罠と、Fit To Standardで成功する道~」というオンラインイベントで、弊社取締役社長の中尾が会計士・税理士の視点からセミナーを行いました。経理システムの導入にお悩みを抱える経理部門の方を対象に、経理システム導入を成功させるための重要な5ステップを30分に凝縮して分かりやすくお伝えしました。あわせてNECソリューションイノベータのSE等が相談に答えていくコーナーもあり短時間で充実したイベントとなりました。

開催日 2025年6月26日

講師 代表取締役社長  
会計士・税理士・社会保険労務士 中尾篤史



NECソリューションイノベータ株式会社様が運営しているオンラインコラムにて

### 「経理システム導入を成功させるための5ステップ -プロが教える、

上記イベントに関連して、NECソリューションイノベータ株式会社様が運営しているタレントマネジメント・人事労務管理・職  
ム導入を成功させるための5ステップ -プロが教える、経理部門担当者必見のシステム導入成功術- 」と題した弊社代表  
後の効果検証の5ステップで解説しています。セミナーに参加できなかった方も、公演内容のエッセンスを知ることができる

URL : <https://www.nec-solutioninnovators.co.jp/ss/achr/column/account-14>

バックオフィス業務の効率化をサポートするポータルサイト

## 「Money Forward Bizpedia

-バックオフィスの悩みに答えを-」で

CSアカウンティングの経理ノウハウを大公開中です！

2020年より弊社代表取締役社長・中尾による経理業務に関する様々な記事を「Money Forward Bizpedia -バックオフィスの悩みに答えを-」にて連載してまいりましたが、最新記事では「BPO組織に学ぶ 未経験経理を戦力にするための『組織の習慣』」編、「多くの企業の経理を見てきたBPO組織が実践している『経理の実務Tips』集」編として、経理のスペシャリスト集団であるCSアカウンティングの実際の取り組み実例を大公開しています。弊社に経理アウトソーシングをご依頼いただいているお客様方にもヒントとなる情報が掲載されていますので是非ご一読ください。今後の連載にもぜひご期待ください。

最新  
おススメ  
記事「BPO組織に学ぶ  
未経験経理を  
戦力にするための  
『組織の習慣』」編

連載第52回

「アナログ編」

連載第53回

「デジタル編」

「多くの企業の経理を見てきた  
BPO組織が実践している  
『経理の実務Tips』集」編

連載第54回

「Vol.1 経理DXの第一歩！  
『手入力ゼロ』を目指す  
実践的アプローチ」

連載第55回

「Vol.2 手戻りゼロを目指す！  
後工程を見据えた『マスタ設定』  
実践テクニック」URL : <https://biz.moneyforward.com/blog/>

Feature

Special

Information

## 経理部門担当者必見のシステム導入成功術-」を公開中です

場改善・働き方改革・経理・会計といった旬な話題を各界のスペシャリストがお届けするオンラインコラムにて「経理システム導入成功術」の記事が公開中です。①現状分析 ②プロジェクト体制の構築 ③システム選定 ④導入準備 ⑤導入後の運用とメンテナンスの5つのステップを詳しく解説していますので是非ご一読ください。

/index.html



## CS アカウンティングひろば

## 月刊誌「ビジネスガイド」で 「給与計算・社会保険業務のBPOの活用」を テーマにした記事が掲載されました！

企業の総務・人事の実務担当者、社会保険労務士や弁護士に向けた、労働・社会保険や税務に関する官庁への届出手続や人事・労務にまつわる法律実務に関する記事を掲載している月刊誌「ビジネスガイド」に、4月10日発売の2025年5月号より3回に渡り「給与計算・社会保険業務のBPOの活用」をテーマに、弊社代表取締役社長・中尾が社会保険労務士としての視点で執筆した人事業務におけるBPO活用についてご紹介する連載が掲載されました。今後も同誌での記事掲載が予定されておりますので、是非お手にとっていただけると幸いです。

### 「給与計算・社会保険業務の BPOの活用」シリーズ

- 第1回 「BPO導入企業が  
増えている背景は何か」
- 第2回 「BPO導入のメリットと  
ベンダー選定時の留意点」
- 第3回 「ケース別BPO導入  
効果&まとめ」



Customer  
Satisfaction  
Accounting

BPOで社会を支える。  
**CS アカウンティング株式会社**

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階  
TEL:03-5908-3421 FAX:03-5339-3178

「こんばす」2025年 夏号

■発行日：2025年7月●日 ■発行所：CSアカウンティング株式会社 〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31F  
■担当者：千葉 智代 ■製作・印刷・製本：wakatsuki.biz ※本誌に掲載されている製品名、社名、ロゴなどは各社の商標および登録商標である場合があります。